

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県内の新型コロナ感染は一定の収束を見せているものの、製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響による部品・資材不足による休業、生産調整などを余儀なくされるなど、第6波も懸念される中において、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数です。

一方で、福島県では、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数も増加傾向にあります。加えて、障がい者雇用数も全国平均を上回り、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の4割を占めるなど、雇用形態の多様化も進んでいます。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

よって、賃金の経済政策としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、福島県最低賃金に関する次の事項を強く要望します。

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げを図ること。特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続き、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金全国平均1,000円引き上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること。
- 2 中小企業等が最低賃金引き上げ原資捻出のため、価格転換を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

厚生労働大臣 後 藤 茂 之 様

福島労働局長 河 西 直 人 様

福島県二本松市議会議長 本 多 勝 実